

JICA長期研修事業（ミャンマー国農業セクター中核人材育成フェーズ2）にかかる各種研修員受入業務委託契約（一部変更）

（公告日：2017年6月7日／公告番号：国契-17-030）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 9	技術提案書の審査結果の通知	2017年6月13日（火）まで、と記載されている箇所は正しくは7月13日（木）という理解でよろしいか。	7月21日（金）に訂正します。
2	P26	第2. II. 3. (2). 2-2. ④予備教育の実施	予備教育の実施に関し、実施時期、期間、講義内容についてはMOALI及びJICA農村開発部と相談して決定するとあるが、想定している予備教育期間（第一次、第二次）はあるのか。 また、予備教育実施について、受注者が現地教育機関を選定、契約・精算を行うとあるが、その精算方法と、積算をする必要がある場合の積算箇所はどこになるのか。	第1次予備教育は、大学による候補者の参考情報として、第2次予備教育は合格が確定した研修員が修士課程に入る前の準備として実施するものです。いずれも大学による合否判定に必要な教育ではないため、各次予備教育の目的を充足するのに必要な最低限の教育期間（日数）を、各応募者のこれまでの業務経験をもとに、技術提案書にて提案してください。 なお、第1次・第2次予備教育の実施に必要な経費の積算は、「募集・選考に必要な経費」の業務単価への計上から、直接経費の「その他経費」の3,480,000円の範囲内での支出に変更し、教育機関からの領収書をもって精算することにします。
3	P. 36	7. 積算方法（2）経費の積算に係る留意点	受入大学のモニタリング交通費等、すでに受注済の他留学事業と同じ担当者が対応し、すでに他事業で積算済みで重なる場合は、あえて積算せずともよろしいか。	モニタリング旅費等は、精算を必要としない業務管理費ではなく、精算を伴う直接費（3750000円）として積み上げておりますので、積算は不要です。
4	P. 37	7. 積算方法（（2）②業務管理費	以下ア）～ウ）の項目とありますが、ア）、イ）しか記載されておりません・ア）及びイ）という理解でよろしいか。	ア）及びイ）に訂正します。